

モデルプログラム(案) 第2回研修

法的役割と責任／リスクマネジメント

監修： 弁護士
慶應義塾大学大学院 教授
日経ビジネススクール講師
菅原 貴与志

プログラム 第2回研修

法的役割と責任／リスクマネジメント

I 法的役割と責任

1. 役員の法律上の地位
2. 取締役会と取締役・監査役
3. 役員の義務
4. 役員の責任

II リスクマネジメント

1. 法的なリスクマネジメントの意義
2. 内部統制システム

III 事例演習

Case Study
グループ討議および発表
まとめ

1 役員¹の法律上の地位

～取締役・監査役とは

- (1) 取締役・監査役と会社との法律関係
～議論のはじまり: 会社法330条の意味

- (2) 従業員との身分の相違
～雇用と委任でどう違うのか?

2 取締役会と取締役・監査役

- (1) 取締役会とは
～経営事項の決定機関: その専権事項とは?

- (2) 取締役会決議と各役員²の責任
～連帯責任が問われる意味

- (3) 取締役会と監査役
～対抗と信頼の調和

3 役員¹の義務

～取締役・監査役がしなければならないこと

- (1) 善管注意義務・忠実義務
～役員¹の義務の中核
- (2) 経営判断の原則
～司法判断のカラクリを解明する
- (3) 監視義務とリスク管理体制の構築義務
～経営者責任が問われる具体的場面とは？

4 役員¹の責任

～取締役・監査役がしてはならないこと

- (1) 民事責任²
 - ① 任務懈怠責任
～損害賠償責任の基本構造から考える
 - ② 競業避止と利益相反取引
～不誠実さに対する非難可能性の高さを知る
 - ③ 違法配当, 利益供与
～経営層だけがなしうる違法行為

4 役員の責任

～取締役・監査役がしてはならないこと

(2) 刑事責任

～刑事責任が問われる場合とは？

(3) 会社法以外の法律関係

～コンプライアンス経営の実体

1 法的なリスクマネジメントの意義

(1) リスクという意味

(2) 天変地異とビジネスリスク

～その異同

2 内部統制システム

～会社法上のリスクマネジメント

- (1) 内部統制の意味内容
～ビジネスリスクを管理できる組織づくり
- (2) 会社法・法務省令が定める内部統制
～そのメニューとは？

2 内部統制システム

～会社法上のリスクマネジメント

- (3) 「ビジネスリスク≡法的リスク」の構図
- (4) 従業員に対する指導監督義務
～内部統制の敷衍

事例で学ぶリスクマネジメント

1. Case Study
2. グループ討議および発表
3. まとめ

モデルプログラム(案) 第3回研修

コーポレート・ガバナンス

監修： 首都大学東京大学院
社会科学部研究科経営学専攻 教授
松田 千恵子

コーポレート・ガバナンス

I コーポレート・ガバナンスとは何か

1. コーポレート・ガバナンスの定義
2. 株主と経営者、取締役会の関係

II コーポレート・ガバナンスを巡る変化

1. なぜコーポレート・ガバナンスが注目されるのか
2. 会社法の変遷
3. スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード

III コーポレート・ガバナンスの枠組み

1. 監査役会設置会社
2. 指名委員会等設置会社
3. 監査等委員会設置会社
4. 各形態ごとの特徴と留意点

IV コーポレート・ガバナンスの要諦

1. 執行と監督の関係
2. 指名、報酬、監督の重要性
3. 少数株主に対する考え方
4. 企業理念、経営戦略、情報開示との関係
5. 社外取締役の役割
6. 取締役会の実効性

V コーポレート・ガバナンスに関する事柄

1. 「守りのガバナンス」「攻めのガバナンス」
2. 監査役監査と内部監査
3. CSR、CSV、ESG
4. グループガバナンス

VI 事例研究・ワークショップ

グループ討議および発表
まとめ

I コーポレート・ガバナンスとは何か

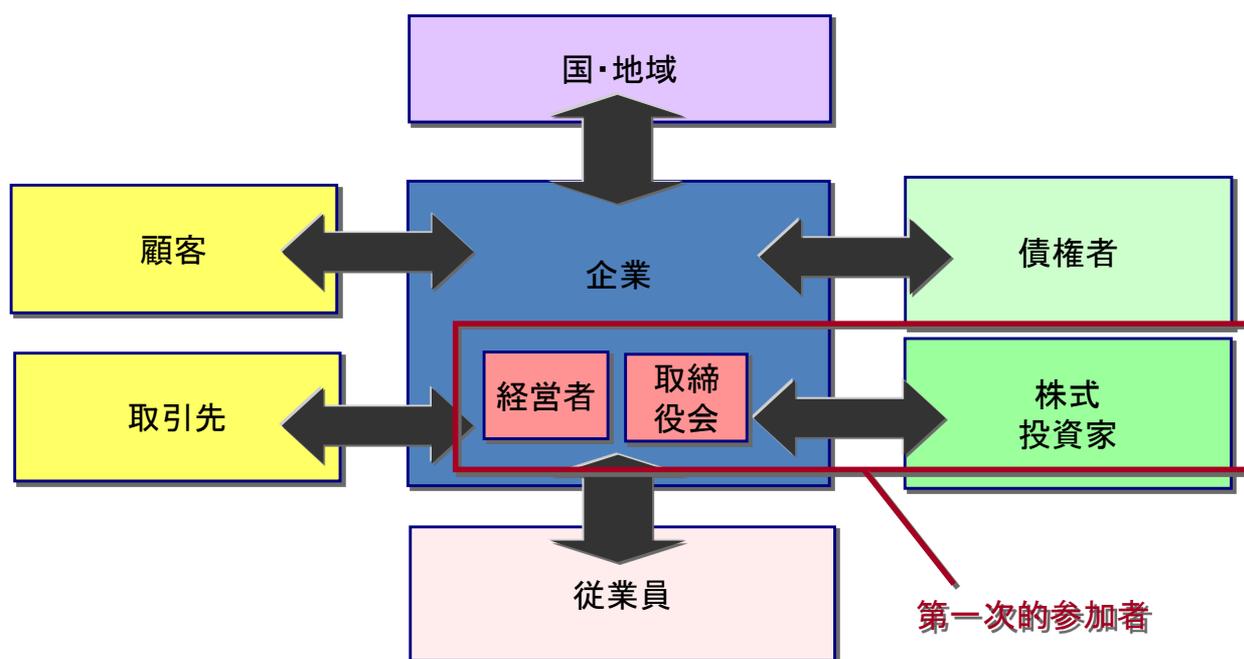
1 コーポレート・ガバナンスの定義

「株式会社の方向付けや業績を決定するにあたっての様々な参加者間の関係である。その**第一次的参加者は、株主、経営者(Chief Executive Officerをリーダーとする)、取締役会である。その他の参加者として、従業員、顧客、供給業者、債権者及び地域社会が含まれる。**」

(Robert A.G.Monks and Neil Minow:
Corporate Governance,1995.p.1.)

I コーポレート・ガバナンスとは何か

2 株主と経営者、取締役会の関係

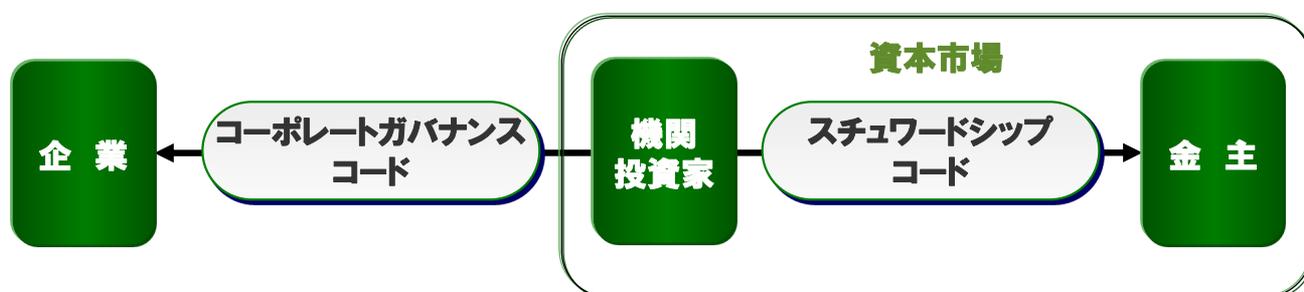


出典: 松田千恵子『これならわかるコーポレートガバナンスの教科書』日経BP社、2015年

II コーポレート・ガバナンスを巡る変化

- 1 なぜコーポレート・ガバナンスが注目されるのか
- 2 会社法の変遷
- 3 スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード

スチュワードシップ・コードと コーポレートガバナンス・コード

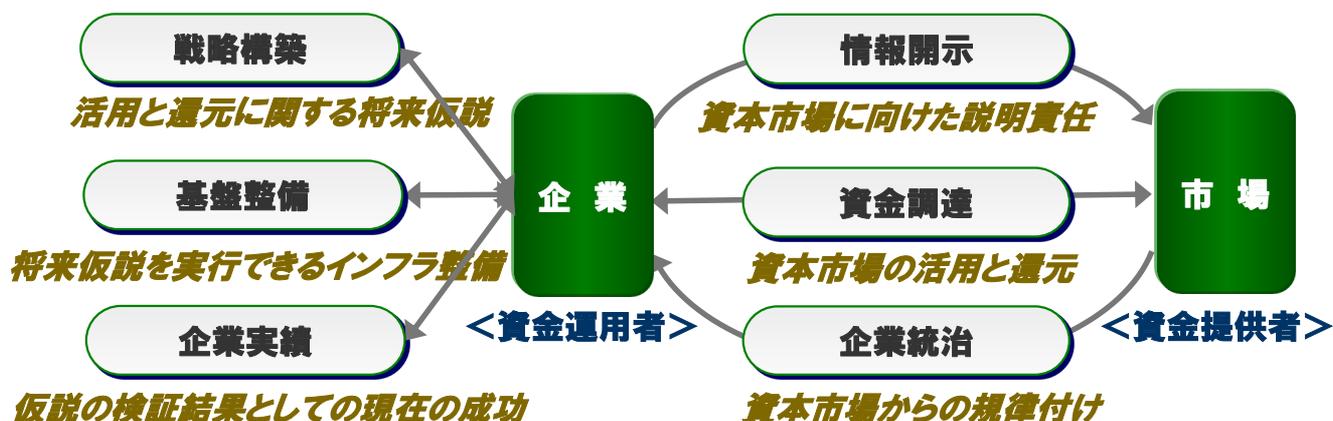


出典:松田千恵子『これならわかるコーポレートガバナンスの教科書』日経BP社、2015年

- 1 監査役会設置会社
- 2 指名委員会等設置会社
- 3 監査等委員会設置会社
- 4 各形態ごとの特徴と留意点

- 1 執行と監督の関係
- 2 指名、報酬、監査の重要性
- 3 少数株主に対する考え方
- 4 企業理念、経営戦略、情報開示との関係
- 5 社外取締役の役割
- 6 取締役会の実効性

企業理念、経営戦略、情報開示との関係



- 1 「守りのガバナンス」「攻めのガバナンス」
- 2 監査役監査と内部監査
- 3 CSR、CSV、ESG
- 4 グループガバナンス

事例研究・グループワーク

1. Case Study
2. グループ討議および発表
3. まとめ